

北畑里づくり計画

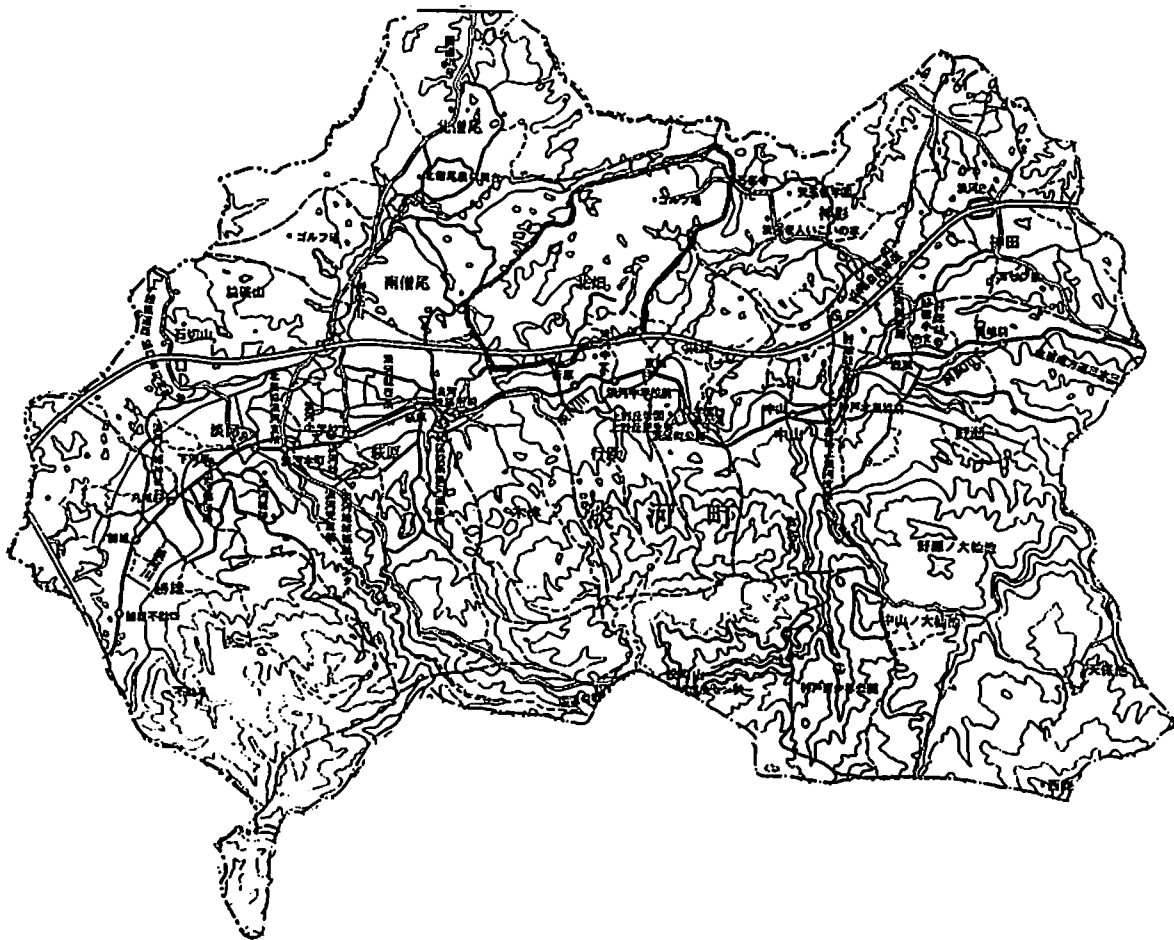
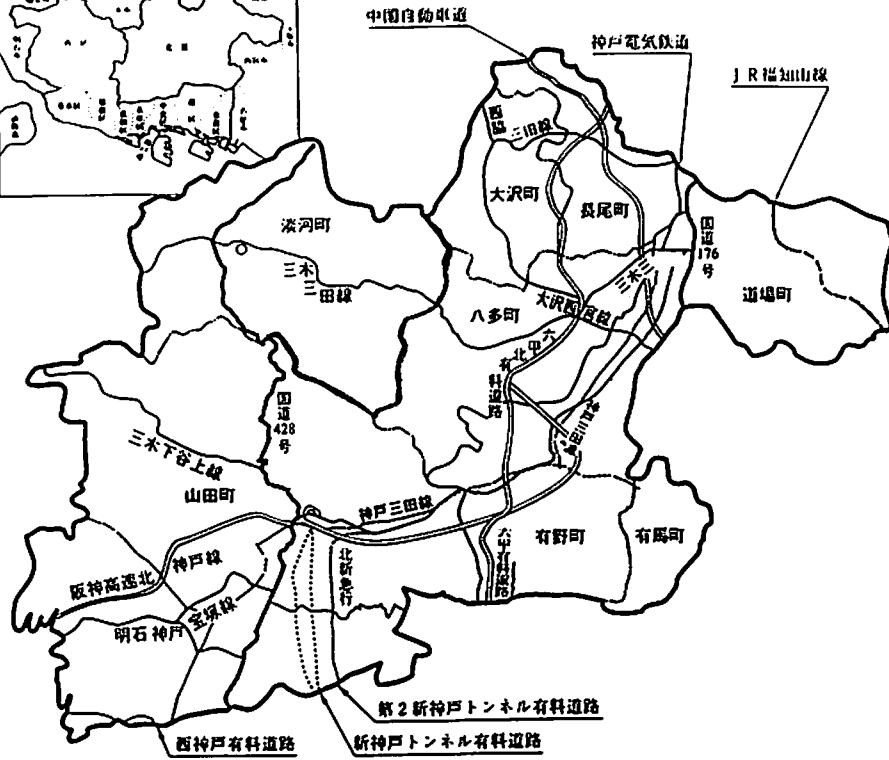


平成12年 5月

北畑里づくり協議会

目 次

	ページ
I. 地区の現況と課題	
1 地区の現況	1～ 2
2 地区の問題点及び課題	2～ 3
II. 地区の整備目標及び方針	
整備目標及び方針	3
III. 里づくり計画	
1 農業振興計画	
(1)生産基盤の整備	3
(2)地域の営農	3
(3)担い手の育成確保	4
(4)共同農業施設・機械の整備	4
2 環境整備計画	
(1)生活面	4
(2)公民館及び三十八社の整備・設備充実	4
(3)福祉・医療面及び教育・文化	4
(4)地域づくり活動	5
3 土地利用計画	
(1)農村用途区域の設定	5
(2)個別的施設用地	5
(3)公共的施設用地	5
4 景観の保全及び形成に関する計画	6
5 地区と市街地との交流に関する計画	7
関係資料	
(1)みんなで描く里づくり計画	8
(2)別図－1, 別図－2	9～10
(3)諸講行事	11
(4)表－3 里づくり計画策定経過, 表－4 里づくり協議会役員名簿	12
(5)里づくり協議会規約	13～14



北畑里づくり計画

— 桜の里北畑 —

I 地区の現況と課題

1 地区の現況

- (1) 計画対象区域は、平成10年3月23日に設立（市認定平成10年5月13日）された別図-1の北畑里づくり協議会区域とする。
- (2) 当地区は、四方が山に囲まれた加古川上流の淡河川流域に位置している。また、集落の東部では、昭和58年に地すべり防止区域（農林水産省）に指定された。（以下 別図-2 現況図参照）
なお、集落の北側半分は有馬ロイヤルゴルフ場となっている。
- (3) 当地区の南側の行原集落には、淡河川に平行して県道三木三田線が東西方向に通過しており、その幹線道から当集落に入る市道行原南僧尾線が山陽自動車道を横断し、尾根を越えて集落中央部に至っている。この幹線市道は、隣接する南僧尾集落を通り国道428号と結ぶ計画がされている。
- (4) 当地区の全域が、市街化調整区域（都市計画法）、共生ゾーン区域（人と自然との共生ゾーンの指定に関する条例）に入っており、同条例に基づく農村用途区域は、現況に合わせて農業保全区域と環境保全区域に指定されている。
- (5) 平成7年の当地区の世帯数は、総世帯数21戸であり、そのうち農家世帯数は、17戸である。総人口は75人で、最近10年間の人口推移は、減少傾向にある。
- (6) 生産基盤の整備として、市営の地すべり関連災害復旧事業（昭和60年～62年）として1haが整備され、さらに県営淡河ほ場整備事業（平成8年～13年）によって13ha余が概ね整備完了している。基盤整備の進捗に併せて、北畑営農組合が設立（平成10年8月1日）されている。
- (7) 農業生産面では、うるち米「日本晴、キヌヒカリ、コシヒカリ」、酒米「山田錦」等水稲が中心であるが、営農組合が主体になって集落の振興作物として野菜等を検討している。

表-1

北畑地区農業の概要

〔総世帯数: 総人口は国勢調査, その他は農業センサスほか〕

項目 年度	総世帯数	総人口	専兼別農家数(戸)				農家人口 (人)	農業従事状態世帯員数(男)			農業従事状態世帯員数(女)			農業従事 状態世帯 員数合計 (人)
			総農家数	専業農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家		自家農業 のみ	自家農業 が主で 兼業が従	自家農業 が従で 兼業が主	自家農業 のみ	自家農業 が主で 兼業が従	自家農業 が従で 兼業が主	
S 60	34	111	18	2	-	16	88	11	-	23	16	-	18	68
H 2	30	90	17	2	1	14	77	10	1	18	23	1	6	59
H 7	21	75	17	4	-	13	73	10	-	16	20	-	3	49

項目 年度	経営耕地面積				主要作物別収穫面積			
	田	畑	樹園地	合計	稲	野菜	花	豆 いも
S 60	1,509	44	18	1,571	1,227	21	60	61
H 2	1,432	37	-	1,469	1,075	96	80	22
H 7	1,299	41	-	1,340	479	22	40	22

2 地区の問題点及び課題

当地区の基盤整備も概ね完了した現在, 集落内の現状から兼業農家による今後の農地の維持管理と自然豊かな農村景観の保全・活用が課題となっている。

さらに, 地域活性化の課題も山積しており, 集落を含む広域的な取組が望まれる。

- (1) 市道行原南僧尾線は, 将来国道428号と直結される予定であり, これにあわせて, 横断歩道やカーブミラー等の交通安全対策が必要である。
- (2) 集落内には公園や広場がなく, 地域の子供たちの遊び場, お年寄りのゲートボール場, 集落行事(盆踊りなど)の開催場所が求められる。

- (3) 集落の基幹作物である稲作以外の減反農地を活用した作物の振興と販売面での農協との連携が必要とされている。
- (4) 地形的に奥まった集落であり、消防団組織はあるものの、昼間は団員の殆どが勤めに出ているため消火活動に不安を感じている。市の消防車が来るまでに時間がかかるので、地元の防火対策として利便性の高い消火栓や防火用水の確保が急がれる。
- (5) 集落内に高齢者のみ世帯が増えるのが見込まれるので、近隣の人達が共助の精神をもって高齢者福祉のネットワークをつくる必要がある。

II 地区の整備目標及び方針

当地区活性化のために、地区の立地条件を活かした農業振興を図るとともに、生活環境の改善・整備を推進していく。

特にほ場整備完了後の美しい自然景観の維持形成や伝統文化の継承といった、環境文化面での活性化を図っていく。

このため、地区の整備目標及び方針として、次の項目を柱として進める。

- ①ほ場整備完了後の快適な生産・生活環境を創造する。
- ②当地区の景観を資源として育て有効活用する。
- ③里づくり協議会のもとに住民の結束を強め、地区の問題をみんなで解決していく。

III 里づくり計画

1 農業振興計画

営農組合を中心に、基盤整備後の優良農地の活用を図るとともに転作対応も含めて農地の高度化利用を促進する。

(1) 生産基盤の整備

現在、本地区で実施している担い手育成基盤整備事業による県営淡河ほ場整備事業工事も概ね完了し、今後は補完工事の実施とほ場の有効活用を図っていく。

(2) 地域の営農

基盤整備後の農地において、新たな地域の振興作物として黒大豆（枝豆）、スイートコーン等の集団転作を進める。この労力面の確保については、営農組合を核に女性・老人パワーを活用する。販売面については、農協及び近隣の商業施設との委託販売等を検討する。

(3) 担い手の育成確保

各農家を個々の担い手として考えるのではなく、営農組合を地域農業の担い手として各農家が結集し、農業経営のコスト低減・農作業の合理化を図るとともに営農組合に対して、協力していく。

(4) 共同農業施設・機械等の整備

ほ場整備による非農用地の設定により、共同農業用施設用地の確保はできているので、営農組合の共同施設・機械等の導入のための補助・融資事業の選択と要件整理及び景観に配慮した建物仕様等実施計画の具体化を進める。

2 環境整備計画

地区住民にとって、快適で住みよい環境整備を図る。

(1) 生活面

①道路整備

7 市道行原南僧尾線を拡幅し、幹線市道と集落の中央部を縦断して国道428号と結ぶ計画が進められている。

これが完成すれば利便性も増してくるので、この整備の促進を図る。併せて横断歩道やカーブミラー等通学や自動車の交通安全対策を進める。

②ごみ処理

7 荒ゴミ、生ゴミの処理については、ダシーションに出せば市の収集が定期的にあるが、とくに家庭用の生ゴミ対策として、土壌還元するなりして減量化につとめる。

1 道路周辺のゴミ対策として、年に2回程度子供たちと一緒にクリーン作戦を実施する。

③防火対策

7 防火用水の確保

既存のため池（南池、長谷池、尾池）3カ所を活用する。

1 消火栓の確保

上水道接続型 2カ所

④生活慣習・行事

7 別添の集落伝統行事を守り育て、地域コミュニティの強化を図る。

1 冠婚葬祭の簡素化の検討を始める。

(2) 公民館及び三十八社の整備・設備充実

設置されて約30年が経過しており、公民館の改修整備及び備品等の導入を検討する。併せて三十八社の整備を図る。

(3) 福祉・医療面及び教育・文化

高齢者への声かけ運動や給食サービス等を実施し、高齢者福祉のネットワーク化を検討する。

(4) 地域づくり活動

①市民公園の設置及び運営

市所有地の有効利用を図るため、集落の皆さんが利用できる多目的広場を推進したい。
このため、市民公園の設置検討委員会を設けて施設整備を含めた計画の検討や整備後の運営に対処する。

- 市所有地 ・面積 3,790㎡
- ・ほ場整備による非農用地の用途
- ・所管（市管財課）

②畑地、雑種地、荒地の管理

営農組合を核に女性・老人パワーを活用する。

3 土地利用計画

長男に限らず当地区の子供たちが将来多く定住できる魅力のある地区になるよう土地利用を進める。

(1) 農村用途区域の設定

- ①農業保全区域 ほ場整備による優良農地のまとまりを中心として散居家屋等を含めて指定されている。当面区域変更は計画しない。
- ②環境保全区域 里山・ゴルフ場等を主体として指定されている。当面区域変更はしない。
- ③集落居住区域 当面区域指定は計画しない。
- ④特定用途区域 当面区域指定は計画しない。

(2) 個別的土地利用計画

- ①農業用施設用地 11 件 2,140 ㎡
 - ②農家住宅・分家住宅用地 6 件 1,666 ㎡
- (いずれもほ場整備事業による非農用地設定済である)

(3) 公共的施設用地

- ①営農組合格納庫 1 件 315 ㎡
- ②神戸市所有地（広場） 1 件 3,790 ㎡
- ③神戸市市道 1 件 9,055 ㎡
- ④神戸市所有地（ため池） 1 件 5,610 ㎡

4 景観の保全及び形成に関する計画

(1) 農村景観

農村の豊かな自然環境を地域資源として、保全・活用するため、地域住民が主体となって集落内の事業体を含め協働して活動をする。

- ① 営農組合格納庫の設置については、豊かな自然と周辺景観に配慮する。
- ② 個々の住宅の建築については、風景にマッチしたものとなるよう申合せをしていく。

(2) 自然景観

- ① ゴルフ場周辺に桜の木を植栽する。
- ② 畦畔の法面に景観作物（コスモスなど）を植える。
- ③ 集落の中心にシンボルツリー（けやき）を植栽する。

(3) 歴史的景観

歴史的な建造物として三十八社神社、薬師堂、雨の宮を修築して維持・管理を図っていく。



〔薬師堂〕

〔雨の宮〕



5 都市との交流に関する計画

都市と農村の交流を通じて地域の活性化を図るため、つぎの事業を進める。

(1)観光農業の実施

ア 転作田を利用して学童農園，体験農園を実施する。

イ “ ” 菜の花畑，レンゲ畑等をつくり市民に開放する。

ウ 竹林を利用して竹の子掘り体験を実施する。

(2)自然資源の活用

6月に神戸市へ中国からパンダがやって来る。パンダの食材の笹を淡河町全体で調達することになる。北畑集落においても，竹林が沢山あり自然資源の活用を図るため，竹を活用して竹炭，竹加工など技術，販路等について研究していく。



凡例

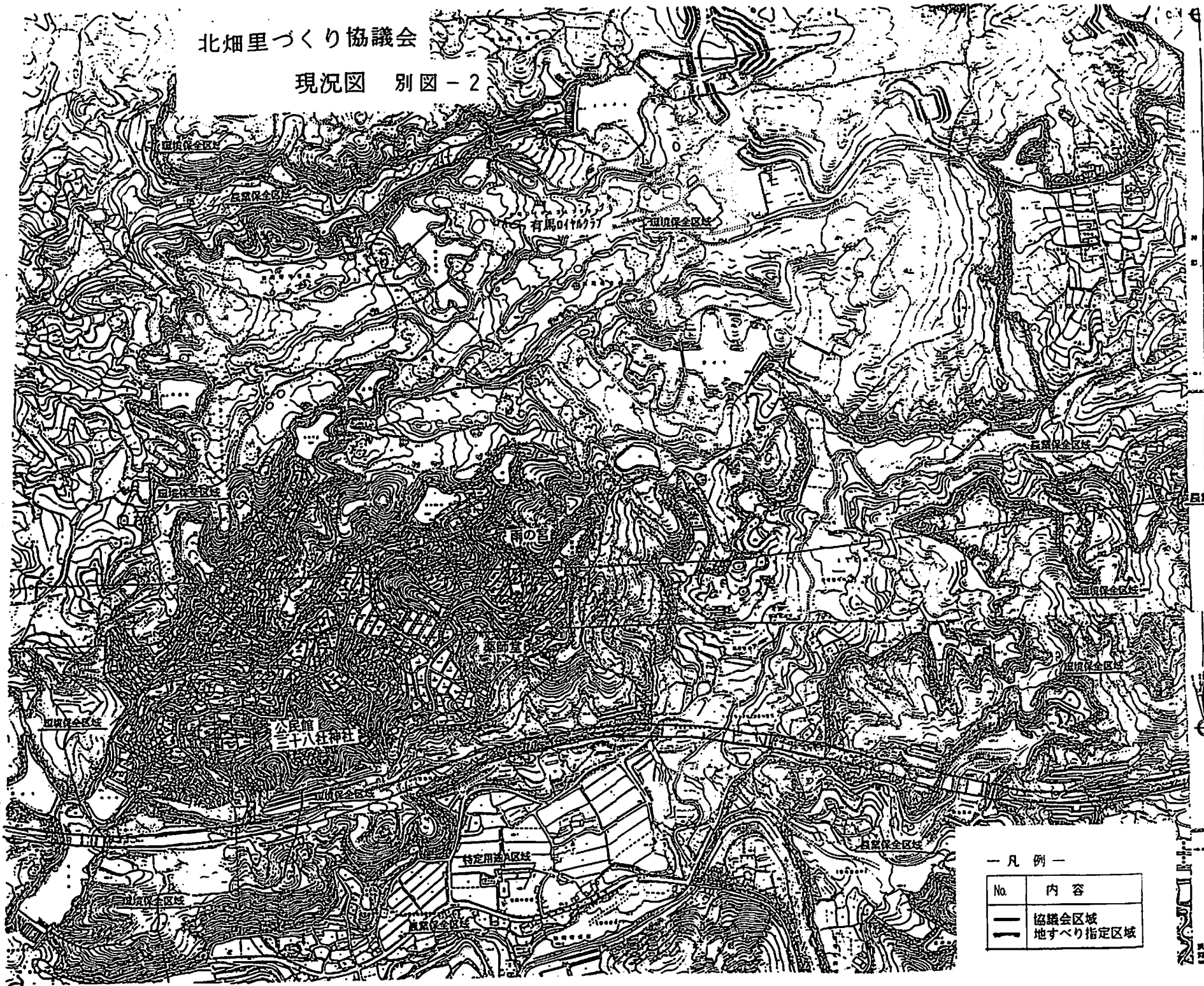
□	農業保全区域
■	環境保全区域
□	里づくり計画に位置つけるもの

里づくり計画に位置つけるもの

地	内容
①	農家住宅用地
②	分家住宅用地
③	個別施設用地
④	共同施設用地
⑤	公共用地(市)
⑥	防火用水
⑦	植栽帯
⑧	法面緑化
⑨	防風林・防風壁

北畑里づくり協議会

現況図 別図-2



— 凡例 —

No.	内容
—	協議会区域
—	地すべり指定区域

表-2
里づくり計画策定経過

助言者：目 瀬 守 男

年 月 日	実 施 内 容	参 集 者
平成11年 9月 7日	・里づくり計画策定推進調整会議	協議会役員 計 9名
9月23日	・現地調査 ・現状、課題整理	アドバイザー 協議会構成員 計 17名
10月24日	・課題整理と対応協議	アドバイザー 協議会構成員 計 20名
11月17日	・重点項目の検討	協議会役員 計 8名
12月 4日	・取組方針の協議 (里づくり計画骨子の協議)	アドバイザー 協議会構成員 計 17名
平成12年 4月 5日	・里づくり計画(素案)の検討	協議会役員 計 10名
4月12日	・里づくり計画(案)の検討	協議会役員 計 11名
5月 7日	・里づくり計画(案)の承認 (里づくり協議会総会)	アドバイザー 協議会構成員 計 名

表-3
北畑里づくり協議会役員名簿

(平成12年4月1日現在)

役 職	氏 名	〒	住 所	電 話	備 考
会 長					
副会長					
会 計					
相談役					
〃					

表-4
北畑 諸講行事

項 目	行事日程	場 所	参加人数	内 容
三十八社神社 (夏祭り)	7月23日 午後 6時30分	北畑公民館	30名	<ul style="list-style-type: none"> ・神主、氏子が参拝し五穀豊穡、家内安全を祈願する。 ・祭典後は公民館に集まり直会が行われる
薬師堂 (行い)	2月 8日 午前10時	薬師堂	20名	<ul style="list-style-type: none"> 「おこない」の儀式 ・午前10時から僧侶の読経が始まる。 ・村人は、いっせいにハゼの枝を堂の床に打ちつける。 ・やがて主幹のみの棒状になったハゼの木に「福常寺」の印を刷った紙をはさみ持ち帰って、苗代に立てて苗を病害虫から守る祈禱札となる。 後で直会が行われる
(祭典)	9月12日 午後 2時	薬師堂	20名	<ul style="list-style-type: none"> 「数珠くり」の儀式 村人の無病息災を祈願する為、お経を唱えながら数珠くりを100回行い、その数珠で患いところをなでると痛みがなおるといわれている。後で直会が行われる。
雨の宮	4月15日 午後 2時	雨の宮	15名	氏子が参拝し雨乞の祈願をした後、直会が行われる。
天王講	4月 3日 午後 7時	北畑公民館	20名	廣峰神社（農耕の神様）の五穀豊穡の祈禱札を講当番が代参し講員に配付、5年に一度講員が参拝、後で直会が行われる。
道元講	3月21日 午前10時 (春分の日)	各家	18名	曹洞宗の開祖、道元禅師の威徳を偲ぶ講信徒が集いお経を唱え僧侶の説教を聴き、後で直会が行われる（輪番制）
講 頭	9月23日 正 (秋分の日)	地神 北畑公民館	17名	集落内地神さんを講当番が早朝に参拝した後、全員で農道の整備をする。秋の穫り入れ前の行事、後で直会が行われる。